

# 新たな三世同居・近居のための住宅取得を支援します

☎ 建築課建築行政係 ☎ 95-9907

子どもから高齢者までの世代が安心して生活できるよう、世代間で助け合える三世同居又は近居するための住宅取得などに補助金を交付します。



ホームページID  
18546



## 対象者

中学生以下の孫、その親（以下「子」）、孫の祖父母又は曾祖父母（以下「親」）の三世で新たに同居又は近居する人

- ・同居とは、1年以上同一棟に居住していない子世帯又は親世帯が引っ越して市内の同一棟に居住すること
- ・近居は、1年以上市外に居住する子世帯又は親世帯が市内に引っ越し、子世帯と親世帯が市内にそれぞれ居住すること

## 対象住宅

居住部分の床面積が50㎡以上の一戸建ての住宅、併用住宅（居住部分の床面積が2分の1以上のもの）、共同住宅又は長屋の住戸であって、以下の全てに該当する住宅

- ・対象者の名義で所有権登記がされているものであること
- ・対象者及びその配偶者の所有権割合の合計が2分の1以上であること
- ・4月1日以後に当初の工事請負契約又は売買契約を締結したものであること

## 対象経費

新たに三世で同居又は近居するための住宅の建築や取得などに係る費用で100万円以上のもの



## 補助金額

区分		補助額
同居	新築、取得	40万円
	リフォーム（増改築含む）	20万円
近居	新築、取得	10万円

※リフォームは、子又は親が市内に所有する住宅で行う工事であって、以下のいずれかに該当するものが対象です。

- ・調理室、浴室、便所、玄関のうち2種類以上の増設又は改修
- ・同一棟の増築、部分改築（床面積の合計が10㎡を超えるもの）

## 申し込み

工事完了又は売買契約後6か月以内に三世同居又は近居し、補助金交付申請書の提出が必要です。

※その他、条件があるので契約前に相談してください。



# 元気っ子医療費(入院)の助成対象を拡大します

☎ 国保年金課医療係 ☎ 95-9892

4月診療分からの入院費について、元気っ子医療費助成の対象年齢を高校生世代まで拡大します。

**対** 18歳に達する年度末まで（2022年度は2004年4月2日～2007年4月1日生まれの人）

**内** 医療機関での入院に要した費用のうち、医療費の保険診療分の自己負担額を助成します（健康保険から高額療養費等の医療給付がある場合はその額を除く）。

**申** 医療機関の窓口で健康保険証を提示し、一旦自己負担額を支払います。その後、国保年金課で手続きをすることで医療費の保険診療分の自己負担額を金融機関の口座へ振り込みます。

※高校生世代には、受給者証を交付しないので、事前の手続きは不要です。